

○厚生労働省告示第百九十号

次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物を利用して製造された物については、食品、添加物の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第百七十号）第2のDに規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第百三十三号）第三条第四項の規定により公表する。

平成三十年七月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物

品種又は品目	名 称	申 請 者
α-アミラーゼ	J S F-07-170-3株を利用して生産された α-アミラーゼ	ダニスコジャパン株式会社